

別紙

諮問第1650号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都景観審議会都民委員の選考結果について（その選定方法・審査基準・審査結果等）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和4年6月23日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、別表に掲げる本件対象公文書1から3までを特定し、条例7条2号に該当する部分を非開示とする本件一部開示決定を行った。

なお、このほか「東京都景観審議会委員募集要綱」外5件の公文書について開示決定を行っている。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和4年9月14日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和4年10月25日に実施機関から理由説明書を収受し、令和5年9月26日（第240回第一部会）から同年10月31日（第241回第一部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように

判断する。

ア 東京都景観審議会の都民委員について

東京都景観審議会（以下「本審議会」という。）は、東京都景観条例（平成18年東京都条例第136号）35条の規定に基づき、都内の良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議するために置かれた知事の附属機関である。本審議会の委員のうち東京都景観審議会規則（平成9年東京都規則第200号）2条1項2号に規定する委員（以下「都民委員」という。）については、東京都景観審議会委員募集要綱に基づき一般公募することとしており、要領を定めて募集及び選考を行っている。

イ 本件一部開示決定の妥当性について

本件開示請求は、委員の任期を令和4年6月1日から令和6年5月31日までとする本審議会の都民委員の選考結果に関する公文書の開示を求めたものであり、実施機関は、別表に掲げる本件対象公文書1から3までを特定し、同表に掲げる本件非開示情報について、条例7条2号に該当するとして非開示とする本件一部開示決定を行った。

本件対象公文書1は都民委員公募への応募者の一覧、本件対象公文書2は都民委員の選考を行う公募審査会の会議資料、本件対象公文書3は選考結果及び選考経過を記載し都民委員候補者を決定した文書である。

審査会が見分したところ、本件非開示情報はいずれも個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例7条2号本文に該当する。次に、同号ただし書該当性について検討すると、実施機関によれば、都民委員応募者の氏名等は公表しておらず、また、本件開示請求のあった令和4年5月2日時点で本審議会の都民委員を含む委員名簿は公表していなかったとのことであるから、本件非開示情報は、いずれも同号ただし書イに該当するとは認められず、その内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報は条例7条2号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表

本件対象公文書		本件非開示情報
1	東京都景観審議会都民委員応募者一覧	都民委員応募者の氏名、フリガナ、性別、年齢、生年月日、郵便番号、住所、電話番号及び職業
2	東京都景観審議会委員の都民公募審査会会議資料	都民委員応募者の氏名、フリガナ、性別、年齢、居住地、職業及び特記(他機関への在籍状況の情報等)
3	東京都景観審議会の都民委員の候補者について	<ul style="list-style-type: none">・都民委員応募者の氏名、フリガナ、性別、年齢、居住地、職業及び特記(他機関への在籍状況の情報等)・都民委員候補者及び次点者として選出された者の氏名、ふりがな、性別及び年齢